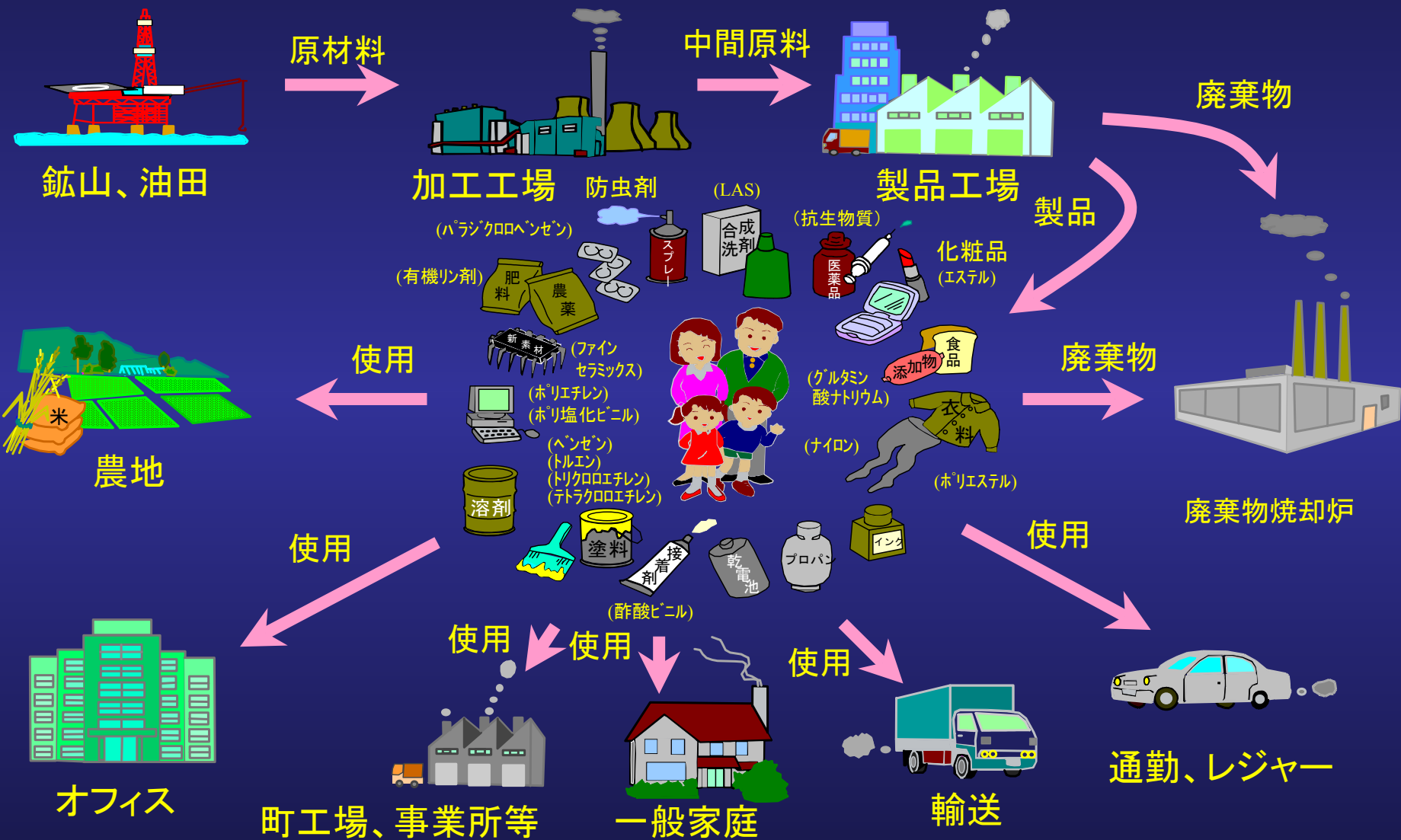


「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の概要

(化学物質排出把握管理促進法)
(化管法)

経済産業省・環境省

現代生活に欠かせない化学物質



法律制定の背景

○様々な化学物質の使用→汚染の懸念

○環境規制法による規制→限定的

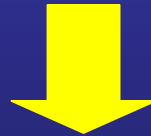
○有害性（ハザード）はわかるが、
環境へ出た場合のリスクが不明な
数多くの物質

→新しい手法が必要

法律の目的

1999年(平成11年)7月
「化学物質排出把握管理促進法」制定

事業者及び国民の理解の下に、PRTR制度及びMSDS
制度を導入



- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進する
- 環境の保全上の支障を未然に防止する

法律の構成

第1章 総則

第2章 第一種指定化学物質の排出量等の把握
(PRTR制度)

第3章 指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等
(MSDS制度)

第4章 雑則

第5章 罰則

附 則

PRTR制度とは

PRTR: Pollutant Release and Transfer Register
(化学物質排出移動量届出制度)

- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について
- 環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を
- 事業者が自ら把握して行政庁に報告
- 行政庁は事業者からの届出や統計資料等を用いた推計に基づき
- 排出量・移動量を集計・公表する仕組み

PRTR制度の体系

事業者



自社の排出量、移動量の位置づけを確認。化学物質管理活動の評価・改善。

個別事業所毎、対象物質(354物質)毎に化学物質の環境中への排出量や廃棄物に含まれての移動量を把握

化学物質の排出、管理状況に関する国民の理解の増進

管理状況に対する評価



国民

排出量、移動量の推計値を国に届出

都道府県経由

秘密情報に係る情報は直接国に届出(妥当性を国が判断)

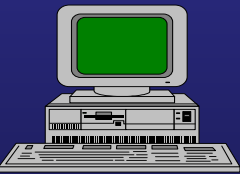
データ開示

個別事業所データの開示請求

物質別、業種別、地域別等の集計結果を公表



国



事業所管大臣
経済産業大臣
環境大臣

経済産業省及び環境省は届出データを集計し、結果を公表するとともに、関係省庁及び都道府県へ通知

経済産業省及び環境省は届出データ以外の排出源(家庭、農地、自動車等)を推計

PRTR制度の意義

- ①環境保全上の基礎データ
- ②行政による化学物質対策の優先度決定
- ③事業者による自主的な管理の改善の促進
- ④国民への情報提供と化学物質に係る理解の増進
- ⑤環境保全対策の効果・進捗状況の把握

PRTR対象物質①

PRTR対象物質：「第一種指定化学物質」 (354物質)

○有害性（ハザード）＋暴露可能性に着目して選定

※有害性＝人の健康、動植物の生息・生育、オゾン層破壊

○薬事・食品衛生審議会（厚生労働省）、化学物質審議会（経済産業省）、中央環境審議会（環境省）の意見を聴いて政令で指定

PRTR対象物質②

うち、発がん性が認められるもの

「特定第一種指定化学物質」

(12物質)

(石綿、エチレンオキシド、ベンゼンなど)

※製品の要件、年間取扱量の要件が異なるので注意

PRTR届出対象事業者の要件

PRTR対象事業者：

「第一種指定化学物質等取扱事業者」

事業者単位

- ①業種 : 23の業種
- ②事業者規模 : 常用雇用者数21人以上

事業所単位

- ③年間取扱量等 : ・ 1t以上の事業所(当初2年間は5t以上)
ただし特定第一種指定化学物質は0.5t以上
または
・ 特別要件を満たす施設がある事業所

対象業種

○具体的には、以下の23業種

金属鉱業

原油・天然ガス鉱業

製造業

電気業

ガス業

熱供給業

下水道業

鉄道業

倉庫業

石油卸売業

鉄スクラップ卸売業

自動車卸売業

燃料小売業

洗濯業

写真業

自動車整備業

機械修理業

商品検査業

計量証明業

一般廃棄物処理業

産業廃棄物処分業

高等教育機関

自然科学研究所

事業者規模

○常用雇用者数21人以上の事業者

- ※1 複数の事業所を有する事業者は、全事業所の合算。
- ※2 いわゆる嘱託、パート、アルバイトが含まれる場合もある。

年間取扱量等

○年間取扱量

第一種指定化学物質

1t/年以上

(平成13年度、14年度は5t/年以上)

特定第一種指定化学物質

0.5t/年以上

○特別要件施設

- ・ 鉱山保安法上の関連施設
- ・ 下水道終末処理施設
- ・ 一般廃棄物処理施設／産業廃棄物処理施設
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法上の特定施設

年間取扱量の算出について

$$\text{「年間取扱量」} \\ = \text{「年間製造量」} + \text{「年間使用量」}$$

※「年間使用量」には、製品中に含まれる第一種指定化学物質の量も含まれる

把握が必要な製品の要件

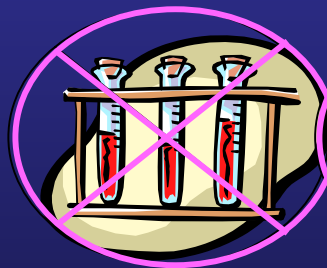
第一種指定化学物質を1%以上(特定第一種指定化学物質は0.1%以上)含み、以下のいずれにも該当しない製品

- 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 主として一般消費者の生活用の製品
- 再生資源

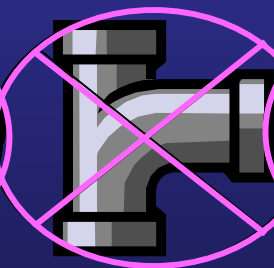
把握の必要がない製品

- ・ 対象化学物質の含有率が1%未満(特定第一種指定化学物質の場合は0.1%未満)の製品【=含有率が少ないもの】
- ・ 密封された状態で使用される製品【=バッテリー、コンデンサーなど】
- ・ 一般消費者用の製品【=殺虫剤、防虫剤、家庭用洗剤など】
- ・ 再生資源【=空き缶、金属くずなど】
- ・ 固形物(粉状や粒状のものを除く)【=管、板、組立部品など】

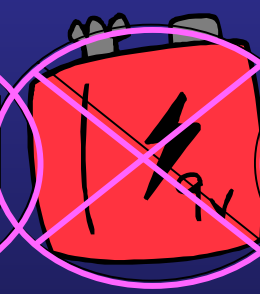
例示



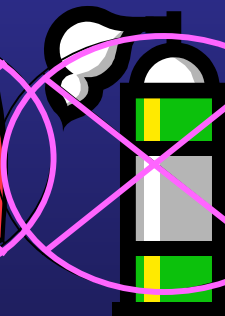
含有率が少ない
もの



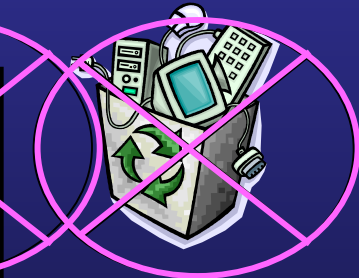
固形物



密封された状態で
使用される製品



一般消費者用
の製品



再生資源

把握する排出量等の区分

事業所ごとに以下の区分に従い、算出・把握

○排出量

1. 大気への排出
2. 公共用水域への排出
3. 当該事業所における土壌への排出
4. 当該事業所における埋立処分

○移動量

1. 下水道への移動
2. 当該事業所の外への移動

算出・把握方法

毎年度(4月1日～翌年3月31日)以下のいずれかの方法で排出量・移動量を算出・把握

1. 物質収支を用いる方法
2. 実測値を用いる方法
3. 排出係数を用いる方法
4. 物性値を用いる方法
5. その他の的確に算出できると認められる方法

行政庁への届出

算出・把握した排出量・移動量を事業所の所在地を管轄する「都道府県」経由で国に届出

○届出期間

毎年度4月1日～6月30日

○届出方法

- ① 書面
- ② 磁気ディスク(FDなど)
- ③ 電子情報処理組織(ダイヤルアップ方式のコンピュータネットワーク)

国による集計・公表

○届出事項の集計の方法

第一種指定化学物質名及び以下の項目ごとに集計し、公表

- ①都道府県
- ②業種
- ③都道府県及び業種
- ④業種及び従業員数
- ⑤都道府県、業種及び従業員数

開示請求

個別事業所データは開示請求に応じて開示

開示請求は、誰でも可能

手数料の額(例)

- 用紙にプリントアウトしたものの交付
 - ・ 用紙1枚につき 20円
- 請求があった年度のすべてのデータをCD - Rに複写したものの交付
 - ・ 1,100円

PRTRと秘密情報

○PRTR届出に係る情報が以下の場合には、対応化学物質
分類名への変更請求が可能

- ①名称等が開示されることによって秘密とされる情報が他の事業者等に知られてしまう可能性があること
- ②秘密として管理されていること
- ③事業活動に有用な技術上の情報であること
- ④公然と知られていないこと

○国(主務大臣)に直接請求(要事前相談)

○海外の同様の制度のもとでは、ほとんど認められていない。

罰則

- ・PRTRの届出をしなかった、又は虚偽の届出をした者

→過料(20万円以下)

今後の予定(対象事業者の拡大)

＜年間取扱量が**5トン**(特定第一種指定化学物質は0.5トン)以上の事業所＞

排出量・移動量の把握：平成13年4月から

排出量・移動量の届出：平成14年4月から

＜年間取扱量が**1トン**以上の事業所＞

排出量・移動量の把握：平成15年4月から

排出量・移動量の届出：平成16年4月から

MSDSとは

MSDS: Material Safety Data Sheet (化学物質等安全データシート)

○有害性のおそれのある化学物質及びそれを含有する製品を他の事業者に譲渡、提供する際に、化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供を義務づけるもの

MSDS制度の意義

- 化学物質及びそれを含む製品の適正管理のためには、有害性、適切な取扱方法などに関する情報が必須
- 化学物質等の製造等を自ら行う者は、有害性等の情報を入手しやすいが、取引の際には積極的に提供されにくい



○MSDSは自主管理に必要な情報伝達を確保

(労働者の安全確保 → 安全な製品の製造、環境管理の向上)

MSDS対象化学物質

MSDS対象化学物質

第一種指定化学物質

PRTR制度、MSDS制度の対象物質

354物質

第二種指定化学物質

MSDS制度のみの対象物質

81物質

435物質

MSDSの対象事業者

○指定化学物質等取扱事業者

- ・第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びそれらを含む製品を取り扱う全ての事業者
- ・業種、常用雇用者数、年間取扱量の要件はなし

MSDSの対象製品

指定化学物質を1%以上(特定第一種指定化学物質は0.1%以上)含み、以下のいずれにも該当しない製品

- 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 主として一般消費者の生活用の製品
- 再生資源

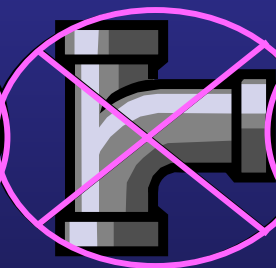
MSDSの対象とならない製品

- ・ 対象化学物質の含有率が1%未満(特定第一種指定化学物質の場合は0.1%未満)の製品【=含有率が少ないもの】
- ・ 密封された状態で使用される製品【=バッテリー、コンデンサーなど】
- ・ 一般消費者用の製品【=殺虫剤、防虫剤、家庭用洗剤など】
- ・ 再生資源【=空き缶、金属くずなど】
- ・ 固形物(粉状や粒状のものを除く)【=管、板、組立部品など】

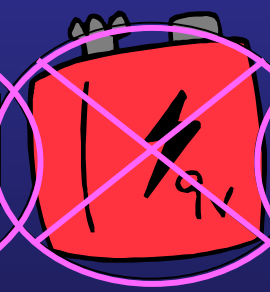
例示



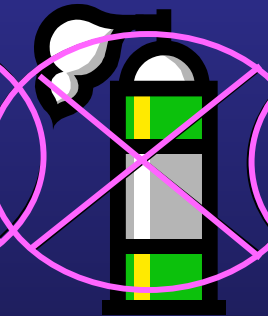
含有率が少ない
もの



固形物



密封された状態で
使用される製品



一般消費者用
の製品



再生資源

MSDSの提供方法及び提供時期

○MSDSの提供方法

- ・文書によるもの
- ・磁気ディスクによるもの
- ・ファックスによるもの
- ・電子メールによるもの
- ・ホームページへの掲載

} 受領者側の承諾が必要

○MSDSの提供時期等

- ・指定化学物質等を他の事業者に譲渡、提供する時までに提供。
- ・指定化学物質等を他の事業者に譲渡、提供することに提供。
ただし、同一の事業者に同一の指定化学物質等を継続的又は反復して譲渡提供する場合はこの限りではない。
- ・内容に変更の必要が生じた場合は、速やかに変更後の内容を含むMSDSの提供に努めなければならない。

MSDSへ記載する内容

MSDSには、日本語で、以下の事項を記載しなければなりません。

- ① 製品名、含有する対象物質の名称・政令上の号番号・種類、含有率（有効数字2けた）
- ② MSDSを提供する事業者の名称、住所、担当者の連絡先
- ③ 化学物質が漏出した際に必要な措置
- ④ 取扱い上及び保管上の注意
- ⑤ 物理的・化学的性状
- ⑥ 安定性・反応性
- ⑦ 有害性・暴露性
- ⑧ 廃棄上及び輸送上の注意

その他、以下の事項についても記載することができます。

- ⑨ 有害性・暴露性の概要
- ⑩ 応急措置、火災時に必要な措置、労働者に対する暴露防止措置等
- ⑪ 適用される法令
- ⑫ ⑨～⑪の他、MSDSを提供する事業者が必要と認める事項

記載が義務づけられる事項

①～⑧

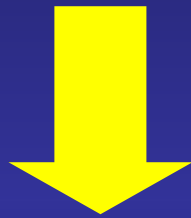
記載することができる事項

⑨～⑫

※ JIS Z 7250に準拠したMSDSを作成・提供することを推奨します。

MSDSの提供と企業秘密

○化学物質の成分組成等企業秘密と考える事項



○化学物質排出把握管理促進法上の提供義務



○必要に応じ秘密保持契約等

化学物質管理指針

指定化学物質等取扱事業者が講ずべき指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針

○管理の方法

○使用の合理化

○排出の状況に関する国民の理解の増進

○化学物質の性状及び取扱いに関する情報の活用

事業者の責務

指定化学物質等取扱事業者は、化学物質管理指針に留意して、指定化学物質の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努める

各種支援制度

・化学物質総合管理促進融資制度

化学物質管理指針に基づき管理体制を整備し、化学物質の自主的な管理計画を達成するために必要と認められる環境対策設備への投資に対し、政府系金融機関による低利融資を実施

・PRTR排出量等算出マニュアルの作成・配布、ホームページでの掲載

事業者が排出量等の算出を行うに当たっての考え方、手法を取りまとめたマニュアル(基本マニュアル、業種別マニュアル)の作成・配布及びホームページでの掲載

・各種データベースの整備、提供

環境省、製品評価技術基盤機構(NITE)ホームページにおいて対象物質のハザードデータ、物理化学性状データ等の各種データベースを整備提供中

問い合わせ先及び関連情報入手先

経済産業省製造産業局化学物質管理課

TEL: 03-3501-0080 e-mail: qqhbbf@meti.go.jp

経済産業省化学物質排出把握管理促進法ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/low/index.html

環境省環境保健部環境安全課

TEL: 03-5521-8260 e-mail: ehs@env.go.jp

環境省PRTRホームページ

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

独立行政法人製品評価技術基盤機構PRTRサポートセンター

TEL: 03-5465-1681 e-mail: support@prtr.nite.go.jp

HP: http://www.safe.nite.go.jp/japan/index_j.html

社団法人環境情報科学センター

TEL: 03-3265-3916 e-mail: info@ceis-jp.org

HP: <http://www.ceis-jp.org/prtr/index.html>

各都道府県PRTR担当部局（各都道府県にお問い合わせください）